



愛媛県報

発行 愛媛県

平成23年2月15日火曜日 第2242号

目次

愛媛県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則.....93	
告示	
救急病院の協力申出.....93	
解除予定保安林にする旨の通知.....94	
保安林予定森林.....94	
解除予定保安林.....94	
特定漁港漁場整備事業計画の変更の公表.....94	

開発行為に関する工事の完了.....95	
道路の区域変更（県道鳥井喜木津線）.....95	

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....95	
------------------------------	--

選挙管理委員会告示

政治団体の設立の届出.....95	
政治団体の届出事項の異動の届出.....96	
政治団体の解散の届出.....96	

規 則

○愛媛県規則第1号

愛媛県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年2月15日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県税賦課徴収条例施行規則（昭和29年愛媛県規則第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第7号様式（第1条関係） 取消・減額通知書</p> <p style="text-align: center;">（表） 省略</p> <p style="text-align: center;">（裏）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>（注意）</p> <p>1～3 省略</p> <p>4 改定額欄の金額を納付していない場合 その未納の金額（延滞金が生じるときは、その延滞金の額を加算した金額）を至急納めてください。 なお、延滞金の計算方法は、納税通知書に記載しています。</p> </div> <p>備考 省略</p>	<p>第7号様式（第1条関係） 取消・減額通知書</p> <p style="text-align: center;">（表） 省略</p> <p style="text-align: center;">（裏）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>（注意）</p> <p>1～3 省略</p> <p>4 改定額欄の金額を納付していない場合 その未納の金額に延滞金を加算して _____ 至急納めてください。</p> </div> <p>備考 省略</p>

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第167号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

平成23年2月15日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
松山城東病院	松山市松末二丁目19番36号	医療法人社団慈生会	平成26年2月11日まで

○愛媛県告示第168号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年 2月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所
上浮穴郡久万高原町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - (3) 解除の理由
道路用地とするため
 - 2(1) 解除予定保安林の所在場所
上浮穴郡久万高原町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的
公衆の保健
 - (3) 解除の理由
道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び久万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第169号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成23年 2月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所
西条市下島山字東加納戸甲2596の1から甲2596の3まで、甲2597、甲2598の1から甲2598の3まで、甲2599から甲2602まで
- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字東加納戸甲2596の3・甲2598の1・甲2598の2・甲2599から甲2601まで（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）、甲2598の3
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 2(1) 保安林予定森林の所在場所
松山市熊田乙174、乙177の1、乙179の1
- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
熊田乙179の1（次の図に示す部分に限る。）
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

3(1) 保安林予定森林の所在場所

松山市津和地3841の1

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第170号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成23年 2月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 解除予定保安林の所在場所
西条市荒川字シヨウア谷乙105の3、字古田乙109の3、字竹川谷乙121の20、字シリタカ石乙124の2
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
電気工作物施設用地とするため

○愛媛県告示第171号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第10項の規定に基づき、平成23年 1月27日、八幡浜地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を次のとおり変更した。

平成23年 2月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

（「次のとおり」は、省略し、八幡浜地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更に係る特定漁港漁場整備事業計画書は、南予地方局産業経済部八幡浜支局水産課において公衆の縦覧に供する。）

○愛媛県告示第172号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成23年 2月15日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
22中局建（開）第58号 平成23年 1月26日	伊予郡松前町大字鶴吉字安井前340番 1	伊予郡松前町大字西古泉285番地 1 有限会社 アットホーム

○愛媛県告示第173号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 2月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県 道	鳥井喜木津線	西宇和郡伊方町田部コチクモ1459番 1 地先から 同町田部字フルタ1578番 1 地先まで	旧	メートル 4.5～21.2	キロメートル 0.301	
			新	6.1～44.3	0.313	

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年 2月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成23年 1月26日	特定非営利活動法人松山 Y M C A	廣 瀬 満 和	松山市樽味 2 丁目 4 - 1 - 1 F	この法人は、キリスト教精神に基づき、奉仕の精神を養い、共に支え合い、一人ひとりが大切にされる地域社会の形成を目指し、特に青少年の精神、知性、身体の健全な成長を助けると共に、世界各国の青少年との連帯のうちに、世界平和と民主的な社会の進展に寄与することを目的とする。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第9号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成23年 2月15日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
	代 表 者	会 計 責 任 者			
秦てつひさ後援会	秦 哲 久	秦 文 子	新居浜市大生院587	平成23年 1月 6 日	
広瀬敏子後援会	広 瀬 敏 子	広 瀬 重 治	新居浜市船木甲3615 7	平成23年 1月 6 日	
兵頭竜後援会	和 気 茂 太	垣 内 重 樹	西予市宇和町伊賀上550 1	平成23年 1月13日	
逢坂節子後援会	笹 田 徳三郎	西 川 恵 夫	松山市宮田町 8 6	平成23年 1月13日	

松尾和久後援会	武 村 秀 行	松 尾 明 人	松山市枝松五丁目3 31	平成23年 1月19日	
赤松紀幸後援会	丸 身 和 男	竹 内 忠 嗣	北宇和郡松野町大字吉野2550	平成23年 1月24日	
川崎利生後援会	伊 東 繁 夫	川 崎 美 喜子	新居浜市南小松原町9 422	平成23年 1月26日	

○愛媛県選挙管理委員会告示第10号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

平成23年 2月15日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	異 動 事 項	新	旧	届出年月日	備 考
「愛媛の未来を創る会」	政 治 団 体 の 名 称	「愛媛の未来を創る会」	市民主役の会市民党	平成23年 1月 6日	
横山博幸後援会「幸縁の会」	政 治 団 体 の 名 称	横山博幸後援会「幸縁の会」	よこやま博幸後援会市民と政治をつなぐ会	平成23年 1月 6日	
越智けいじ後援会	会 計 責 任 者	日吉 一郎	越智 昭南男	平成23年 1月 7日	
しらはた愛一後援会	代 表 者	小野 芳男	佐々木 弘光	平成23年 1月11日	
自由民主党愛媛県軍恩支部	代 表 者	松原 重勝	藤家 高美	平成23年 1月14日	政党の支部
	会 計 責 任 者	松原 重勝	藤家 高美		
藤田豊治後援会	会 計 責 任 者	鴻上 紳一郎	神野 重信	平成23年 1月19日	
高山康人後援会	主たる事務所の所在地	北宇和郡鬼北町芝41 4	宇和島市三間町宮野下600	平成23年 1月20日	
	代 表 者	高山 康人	青木 忠康		
伊狩泰介後援会	主たる事務所の所在地	松山市枝松六丁目5 17	松山市南江戸一丁目13 33	平成23年 1月25日	
竹田祥一後援会	代 表 者	森 二郎	池田 公明	平成23年 1月25日	
高橋章哲後援会	主たる事務所の所在地	西条市大町1019 - 7	西条市大町1019 - 8	平成23年 1月26日	
薬師寺信義後援会	会 計 責 任 者	宇都宮 茂	是沢 重憲	平成23年 1月26日	
えひめ民社協会伊予総支部	会 計 責 任 者	細川 哲治	村井 純一	平成23年 1月27日	
愛媛ビルメンテナンス政治連盟	代 表 者	藤田 一郎	武智 健	平成23年 1月27日	
自由民主党愛媛県ビルメンテナンス業団体支部	代 表 者	藤田 一郎	武智 健	平成23年 1月27日	政党の支部

委員長 西 蔭 健

○愛媛県選挙管理委員会告示第11号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成23年 2月15日

愛媛県選挙管理委員会

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
上 岩 静 雄 後 援 会	兵 頭 康 宏	平成22年12月20日
自由民主党愛媛県松山市第十五支部	菊 池 伸 英	平成22年12月31日

自由民主党東予市支部	茎 田 元 近	平成23年 1月19日
川崎としお後援会	坂 上 勝 昌	平成20年12月 1日